

公益社団法人大阪府歯科衛生士会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人大阪府歯科衛生士会（以下「本会」という。）定款第52条に基づきこれを定める。

第2章 会員等

(会員の構成)

第2条 本会の会員は、定款第5条の規定に基づく正会員、名誉会員、終身会員、学生会員及び賛助会員とする。

(入会基準及び手続き)

第3条 本会に入会しようとする者は、定款第6条に基づき、本会所定の入会申込書を提出し、入会金、会費及び負担金を納入し、理事会の承認を受けなければならない。

2 年度途中に入会した場合、会員としての権能は入会日以降に有するものとし、さかのぼって行使することはできない。

3 第1項の入会申込書には、住所、氏名等必要事項を記載し、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本会に届け出なければならない。

4 正会員は、本会が承認した全国を区域とする歯科衛生士会（以下「日本歯科衛生士会」という。）の会員となることができる。

(名誉会員の推薦及び処遇)

第4条 定款第5条第1項第2号に基づく名誉会員の推薦基準は、原則として65歳以上の者で会員歴25年以上、役員歴（会長 副会長 理事 監事）が本会と日本歯科衛生士会とを併せて10年以上ある者で且つ本会の定める表彰（叙勲褒賞 厚生労働大臣表彰 知事表彰）を受けた者であることとする。

2 前項の基準を満たした者について、理事会の決議を経て会長が総会に推薦する。

3 名誉会員は名誉会員名簿に登録し、会費を免除する。ただし、正会員としての一切の権利を失わない。

4 前項による会費免除の始期は、名誉会員となった年度の翌年度とする。

(終身会員の処遇)

第5条 定款第5条第1項第3号に基づく終身会員は、正会員歴が通算40年以上であり、75歳以上に達した者とする。

2 終身会員は理事会において決定し、会費を免除する。ただし、正会員としての一切の権利

を失わない。

3 前項による会費免除の始期は、終身会員となった年度の翌年度とする。

第3章 会費等

(入会金、会費、負担金の徴収及び納入)

第6条 会員は定款第6条、第8条に規定する入会金、会費、及び負担金を他の規則に別段定めのあるものを除き本会に納入するものとする。

2 入会金、会費、負担金を以下のように定める。

(1) 入会金

① 正会員 1,000円

② 賛助会員 1,000円

(2) 会費

① 正会員 7,000円

② 賛助会員 7,000円

③ 学生会員 1,000円

(3) 負担金

① 正会員 3,000円(初回入会時に納入する。)

3 前項の会費等の納入は、他の規則に別段定めのあるものを除き、原則として、前年度末までに支払う前納制とする。

4 前項の規定にかかわらず、新入会員の会費、入会金及び負担金は、随時、入会手続きとともに納入するものとする。

5 任意退会、除名、その他の事由により会員資格を喪失したときは、定款第11条第3項の規定により既納の会費等の返還を受けることはできない。

6 賛助会員及び学生会員の会費は50%を公益目的事業に、50%を法人会計に計上する。

第4章 役員報酬等

(監事の報酬等)

第7条 経理的専門資格を有する監事の報酬は、年額100,000円を限度とする。交通費等の実費は別途支払うものとする。

2 賞与及び退職手当は支給しない。

第5章 委員会

(委員会)

第8条 定款第38条の規定に基づき、本会の事業を推進するため、理事会の決議を経て委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は10名をこえないものとし、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

- 3 委員の任期は、これを委嘱した会長の在任期間とする。
- 4 委員会の種類、名称及び任務は理事会の決議を経て会長が定める。
- 5 各委員会は、委員の互選により委員長1名副委員長1名を置くことができる。
- 6 委員長は委員会を総括し、その議長となる。副委員長は委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- 7 委員長は、必要に応じ会長の承認を得て委員会を招集する。委員会は、要請に応じ理事会に出席して意見を述べることができる。
- 8 議事は出席委員の過半数の同意を得て決し、可否同数の場合は委員長が決める。

第6章 支部

第9条 本会の事業を円滑に遂行するために支部を置く。

- 2 支部の名称及び区画は別表の通りとする。
- 3 支部には支部長及び副支部長を置く。
- 4 支部長及び副支部長は所属会員の中から選定し、会長が委嘱する。
- 5 支部長及び副支部長の任期はこれを委嘱した会長の在任期間とする。
- 6 支部長は本会へ事業の報告をしなければならない。
- 7 支部長は必要に応じ支部会を招集する。
- 8 会長は必要に応じ支部長会を招集する。

第10条 支部の新設統廃合等に関しては、理事会の決議を経て、総会で報告する。

第7章 雑則

(改廃)

第11条 この細則の改廃は理事会の決議により行う。ただし会費等及び役員報酬等については理事会の決議を経て総会の決議により行う。

附則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。